

2023年1月23日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

2023年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

新型コロナウイルス感染症第8波は、医療のひっ迫、高齢者施設でのクラスターの多発、過去最悪の死亡者数など、深刻な事態が継続しています。いのちを守る緊急の取り組みが必要ですが、岸田政権は何ら対策をとろうとせず、責任は重大です。日本共産党は12月26日、政府への緊急要請を行い、国民に対する情報発信の抜本的強化、病床確保、発熱外来、高齢者施設への支援強化などを提起、国民のいのちを守るための責任ある対応を強く求めました。全数届け出をしない現状の中、1日の新規感染者数は全国で10万人から20万人台で推移し、14日には1日の死者数が初めて500人を超えました。県内の感染者数は、再拡大した年明けの状況から減少傾向が見られるものの、実際の感染者数はその倍とも言われており、また、感染力の強いオミクロン株の新たな派生型「XBB1.5」への置き換わりや、インフルエンザとの同時流行など懸念される状況が続くことから、県として必要な対策を講じるべきです。

長引くコロナ禍の影響と物価高騰が暮らしを直撃、今必要なのは、賃上げを軸に実体経済を立て直し、内需を活発にすることです。大企業の内部留保に時限的な課税をし、その財源で国民や中小企業に直接届く支援を行うこと、最も効果的な経済対策である消費税減税と、物価高騰に見合う賃金の引上げで国民の暮らしをあたためることが必要です。

大震災・原発事故から丸12年を迎えます。政府は13日に開かれた関係閣僚会議で、原発汚染水・処理水について、今年春から夏ごろにかけて海洋放出を開始する方針を決定したことは断じて容認できず、県は県民の立場でただちに抗議すべきです。本県はいまだ県発表だけでも27,789人(11/1現在)、実際にはその2倍とも推計される原発避難者を抱え、避難地域の居住率は3割台と住民の帰還は進んでいません。こうした中これまでの政府方針を大転換し、「原発回帰」の岸田政権に対し、被災県から原発ゼロの決断を強く求めるべきです。

世界的なエネルギーや食料危機が高まっており、自給率向上に向けた抜本的な対策が求められています。本県としても農業県として農業予算を抜本的に拡充し、主体である家族経営を守り農

業を続けられる支援が必要です。

岸田政権はタガが外れたように危険な暴走を始めています。敵基地攻撃能力保有と大軍拡を宣言した「安全保障3文書」の閣議決定、10兆円を超える軍事費を計上した来年度予算案など、憲法を踏みつけにし、「専守防衛」をかなぐりすてた、「戦争国家づくり」へ突き進んでいます。日米首脳会談で大軍拡を約束し、選挙で審判を仰ぐことも、国会や国民への一切の説明もせず、一片の「閣議決定」で強行するこのような政治の横行を許すなら、民主主義は根底から破壊されてしまいます。政府がやるべきは、憲法9条を生かした平和外交で、ASEAN（東南アジア諸国連合）諸国と手を携えて、現にある東アジアサミット（EAS）に参加するすべての国を包摂する平和の枠組みを活用・発展させ、東アジアを平和と協力の地域にしていくことに力を尽くすことです。

今年は「戦争か平和か」が問われる年となります。県民の暮らしと生業が大変になっている今、岸田政権の暴政に対し県民の立場で正面から対峙し、「軍事費よりも暮らし応援」「憲法、平和、暮らし守れ」と地方から発信し、いのちと暮らしを守るあたたかい県政実現、福祉型県政の実現を求めるものです。

2月定例会に先立ち、以上の観点から県の来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

一、大軍拡・大増税に突き進む岸田政権と対峙し、憲法生かし県民のいのちと暮らし守る県政を

- 1、岸田政権は、昨年12月16日、憲法違反の敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を明記した「国家安全保障戦略」などの「安保3文書」を国民や国会にも諮らず閣議決定し、軍事費2倍化・GDP比2%に引き上げ、今後5年間で43兆円を確保するとしたが、戦後政治の大転換である。あらゆる分野で軍事優先する「戦争国家づくり」を許さず、憲法9条を生かした平和外交にこそ力を尽くすべきと国に求めること。
- 2、岸田政権は、大軍拡の財源を確保するとして、東日本大震災の復興特別所得税の増税・流用、社会保障費のさらなる負担増、消費税の大増税とインボイスの導入など、禁じ手・流用を手当たり次第に行っている。本県の復興や県民の命・暮らしを直撃することは必至であり、知事は、政府の大軍拡・大増税方針に明確に反対を表明すること。
- 3、岸田政権は12月22日、グリーン・トランスフォーメーション（GX）を発表したが、その中で「原発回帰」を正式に表明した。本県は今年3月で東日本大震災・原発事故から丸12年を迎えるが、原発事故による被害は今も継続しており、復興は道半ばである。

原発被災県の知事として、原発の再稼働と新增設、新型原子炉の開発、老朽原発の稼働を60年以上へ延長する方針の撤回を政府に強く求めること。

- 4、政府は今年13日、漁業者との約束さえ投げ捨て、原発汚染水・処理水を今年春から夏頃までに海洋放出することを決定したが、漁業関係者をはじめ県民・国民の理解も納得も得られて

いない。知事は、国に明確に撤回を求めること。

知事は、汚染水の海洋放出ありきではなく、地質の専門家が提唱する「広域遮水壁」の建設で原子炉建屋内への地下水流入を抜本的に抑制する対策を、国・東京電力に要請すること。

- 5、引き続き新型コロナ感染拡大や原油・物価高騰対策を実施し、県民の命と暮らし、生業と雇用を守ること。
- 6、国の社会保障制度改悪や、子育て世代と高齢世代の対立をあおり新たな負担増を求める全世代型社会保障制度を見直すよう国に求めること。
- 7、県民1人当たりの財政規模が全国3位の本県予算を、全国最下位クラスの医療・介護の充実、福祉や子育て支援にこそ回し、福祉型県政を実現すること。
- 8、世界的なエネルギー危機と気候危機を受け、県として脱炭素社会を2030年までに前倒し実施すること。技術的にもコスト面にも課題がある「新エネ構想」ではなく、省エネ・再エネこそ全国に先駆け推進すべきである。地元中小企業の産業興しと雇用に結びつける具体策を講じること。
- 9、世界的な食料危機・食料不足対策は、生産県である本県が果たすべき重要課題である。基幹産業にふさわしく、所得補償・価格保障で農林水産業の経営が成り立つよう支援策を国に求めるとともに、県としても支援策を講じること。そのための農業予算を大幅拡充すること。
- 10、災害に強い県土をつくるため、河川改修や維持管理費、防災・減災のための予算を拡充するとともに、市町村の防災計画づくりを支援すること。
- 11、本県のジェンダー平等の取組みは全国からみても遅れている。県がイニシアを發揮し、市町村に率先してジェンダー平等に関するあらゆる施策を具体化すること。
- 12、新型コロナ危機に便乗し、全国の地方鉄道の廃止や地元負担増をすすめる法案を通常国会に提出しようとしている。鉄道は地方創生への大切な基盤であり、脱炭素社会をめざすためにも失ってはならない共有財産として、民間任せを見直し、国が責任を果たす改革こそ必要である。
 - ①JRを完全民営から国有民営へ転換し、すでに欧州では当たり前の国がインフラを保有・管理し、JRが運行する上下分離方式にすること、
 - ②公共交通基金を設立し、地方路線・バスなどの地方交通を支援すること、
 - ③国が災害復旧基金を創設し、被災した鉄道施設の復旧に速やかに着手できるようにすること、これらを国に求めること。

二、新型コロナ感染症から県民の命を守る県政を

(1) 検査、医療提供体制の拡充

- 1、コロナ感染症は第8波に入り、感染力も強い中で、コロナ感染が疑われても、検査せず自宅待機で済ませる人が相当数に上り、また、感染確認しても登録しない感染者も少なくないため、感染状況の正確な把握ができなくなっている。新たな変異株が拡大傾向にあるなど、コロナ感染症との闘いは、今後も長期に及ぶと思われることから、全数届け出の体制を再構築すること。

- 2、本県もインフルエンザが流行期に入り、同時感染の危険も高まっていることから、医療機関での同時検査可能な検査キットの確保を支援するとともに、判断が困難な症状を呈する場合には、希望者に検査キット配送センターが同時検査キットを配布すること。また、自宅で検査できるよう検査キットを全世帯に無料配布すること。
- 3、インフルエンザの検査についても無料で受けられるよう国に制度化を求めるとともに、当県が支援すること。インフルエンザワクチン接種は市町村任せにせず、希望する県民に県も補助すること。
- 4、コロナ感染者が発症しても発熱外来で受け入れてもらえず、解熱剤等の薬も処方されないまま自宅療養を迫られる事例が相次いでいる。発熱等の症状があり治療を希望する場合は、高齢者や基礎疾患の有無に関わらず、適切な医療が受けられるように周知すること。
- 5、高齢者施設でのクラスター発生が依然として深刻な状況にあり、介護施設の負担は限界にきている。介護施設内感染者の原則施設内留め置きは見直し、できるだけ医療機関への入院を可能とすること。
- 6、コロナ感染者を受け入れる医療機関での職員の感染者が続いていることから、急性期病床を確保し必要な医療を提供できる体制をつくるため、特別の支援措置を講じるよう国に求めるとともに、コロナ関連の診療報酬特例の継続を国に求めること。
- 7、医療、介護施設の感染拡大状況を踏まえ、日々の検査に必要な検査キットを県として無償提供すること。
- 8、病床確保補助金は、引き続き県の判断で削減しない措置を継続すること。
- 9、全国的に救急搬送困難事例が急増、本県も同様の事態が発生していることを重く受け止め、救急病院が連携して救急搬送を受け入れる体制の構築に県が支援すること。
- 10、コロナ感染者の正確な把握が困難な状況の下で、感染者の死亡が多発している重大な事態に対して、医療逼迫警報の発出に留まらず、県民が適切な行動に繋がられるよう正確な情報発信を行うこと。
- 11、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらないどころか、更に感染力の強い変異株の流行が懸念される下で、5類感染症への移行は感染拡大と命の危険を招く恐れがあることから、専門家の意見を尊重して判断することを基本とし、政府の安易な移行には反対すること。

(2) 保健所、県衛生研究所体制の拡充

- 1、アメリカで新たな変異株XBB1.5が主流になりつつあると伝えられ、すでに日本への流入も報告されている。本県でもゲノム解析を強化し対応するため、県衛生研究所の職員体制を抜本的に強化すること。
- 2、保健所がコロナ感染症に十分対応しきれない状況に置かれる下で、適切な感染状況の把握のためにも保健所職員を増員し体制を強化すること。

3、コロナ対応の長期化が見込まれる下、県のコロナ対策本部を専任体制とし、職員の負担を軽減すること。

三、新型コロナ、物価高騰から暮らしと営業を守る対策を

(1) 暮らしを守ることについて

- 1、中小・小規模事業所など地元企業での賃上げは、働く者の暮らしと地域経済の底上げにとって急務である。社会保険料の軽減など中小企業への支援を行い、最低賃金全国一律時給 1,500 円を実現するとともに、賃上げを支援するよう国に求めること。
- 2、全産業より低い賃金水準にある保育・介護・障がい者等事業所のケア労働者の賃上げのため、公定価格や報酬基準を引き上げるよう国に求めること。
- 3、会計年度任用職員の給与総額の引上げと処遇の改善をおこなうこと。
- 4、県と取引のある事業者との契約に、賃金や労働条件を定める公契約条例を制定すること。
- 5、世界の 100 の国・地域で、日本の消費税にあたる「付加価値税」の減税が実施されている。消費税を緊急に 5% に減税するよう国に求めること。
- 6、生活困窮者自立支援金の活用を促すとともに、対象範囲の拡大を国に求めること。
- 7、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の償還については、返還免除適用世帯に適切に活用されるよう、個別に周知をはかること。
- 8、小中学校の学校給食費の無料化を県として行うこと。

(2) 商工業、観光業を守ることについて

- 1、地域経済の主役である地元の中小企業・小規模事業者は困難に直面し廃業に追い込まれる事業者が増加している。地域経済を守るため、多面的な支援策を講じること。
- 2、10 月実施のインボイス制度導入の中止を求めるとともに、納税困難な事業者には、徴収猶予にとどまらず、減免の特例を実施するよう国に求めること。
- 3、人流抑制がない下で日本の感染者数は世界的に極めて多い状況となっている。安全に観光客を受け入れるため、事業者が行う消毒等の感染防止対策に県として財政支援を行うこと。
- 4、コロナ感染症流行以前に戻らない事業者が多い下で、雇用調整助成金、休業支援金の継続を国に求めること。新型コロナ禍、物価高騰の下で売り上げ減少が継続する事業者に対して、減収補てんや支援金など直接支援を行うこと。
- 5、コロナ特例貸付金の償還が困難な事業者に対する償還免除措置の創設を国に求めること。

四、原発回帰を許さず、原発ゼロ、汚染水海洋放出ストップ、真の復興を

(1) 岸田政権の「原発回帰」を許さず、汚染水海洋放出ストップを

- 1、多くの県民、国民が納得していない汚染水の海洋放出方針は撤回し、当面の間、陸上保管の継続を求めること。専門家の提案を聞き入れ、抜本的な地下水対策を国と東京電力に求めるこ

と。

- 2、岸田政権の原発推進政策に対し、県民から「福島を忘れたのか」との声が上がっている。新たな「安全神話」である運転期間の延長などは断じて許されない。原発回帰撤回を求め、福島県からこそ「原発ゼロ」を発信すること。
- 3、廃炉作業を国家プロジェクトに位置付け、東京電力への管理と指導を行い、労働者の被ばく・健康管理を徹底し、多重下請け構造を是正するなど安全な労働環境を国に求めること。

(2) 復興と賠償について

- 1、復興は、イノベ関連の呼び込み型・大型事業中心ではなく、環境の回復、被災した住民に寄り添った生活インフラの整備や生業の再建を中心とした復興に切り替えること。
- 2、福島復興特措法に位置付けられた国際研究教育機構については、避難者置き去りであり計画を見直すこと。
- 3、国の第5次追補では、会津と県南地域が追加賠償の対象外とされているが、全県民が被災者との立場で賠償がなされるよう国に求めること。もれなく追加賠償されるよう市町村との連携を図ること。
- 4、会津地域については、東京電力に対し賠償対象地域とするよう求めるとともに、県として給付金支給など以前と同様の対応を検討すること。
- 5、県の原子力損害対策協議会全体会議を開催し、オール福島で被害と賠償の実態を共有し、国と東京電力に完全賠償を直接求める機会とすること。

(3) 避難者支援について

- 1、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の除染については、住民の意見をよく聞き、生活圏の範囲を幅広くとらえて除染し、住民が安心して住める環境を取り戻すこと。帰還を希望しない人についても被害調査を行い、被災者生活再建支援法の対象となるよう国に求めること。
- 2、避難指示解除後の地域の居住率は平均3割台にとどまり、いまなお多くの住民が避難を継続している。賠償打ち切りによって生活も困窮していることから、避難の実態に即して避難生活を支援すること。
- 3、避難地域を対象にした医療や介護の保険料や一部負担金の減免措置について、打ち切り方針を撤回し、継続するよう国に求めること。
- 4、高速道路料金の減免を継続すること。
- 5、国家公務員宿舎の2倍家賃請求や退去強要は行わず、この間の裁判や民事調停を取り下げること。

五、気候危機対策、再エネ・省エネの推進、災害に強い県土づくりを

(1) 気候危機と災害対策について

- 1、ウクライナ侵攻による世界的エネルギー危機や安全保障の観点から、世界は再エネを加速させているが、岸田政権は逆に原発や石炭火力依存を一層深めようとしている。原発被災県として、老朽原発再稼働や新增設の中止を強く国に求めると同時に、新エネ政策の見直し、石炭火力発電所の廃止を求めること。
- 2、小名浜港における石炭バルク港は見直し、新エネの水素・アンモニア輸入に対応するカーボンニュートラルポートの新たな設備投資は行わないこと。
- 3、再生可能エネルギーの推進に当たっては、環境共生、住民参加による地域主導を中心に据え、メガ発電等による乱開発を防止する県の条例を創設すること。
また、林地開発許可要件の抜本的見直しを国に求めるとともに、県として林地開発許可後も業者を指導・監督できる条例を制定すること。
- 4、県民参加で再エネを推進するため、住宅用太陽光発電設備と蓄電池への補助率を大幅に増額し、大規模に増やす取り組みを県の計画に位置付けること。
- 5、省エネを推進する技術開発を支援するとともに、省エネ住宅建設への補助を増額すること。

(2) 災害対策について

- 1、河川維持管理費を増額し、浚渫等の維持管理を日常的に行うこと。
- 2、遊水池の設置など、流域治水対策は住民が参加する仕組みをつくりながら推進すること。
- 3、被災者の住宅再建を支援するため、被災者生活再建支援金を上限額 300 万円から 500 万円に引き上げること。
- 4、避難所や運営の在り方については、トイレ、キッチン、ベッドを 48 時間以内に整える「TKB48」を目標に整えるとともに、女性や高齢者・障がい者などの人権に配慮した避難所となるよう市町村を支援し整備すること。
体育館にはエアコンを設置すること。また、専門ボランティア等の配置を検討すること。
- 5、原発事故の被災者を含め、連続する災害被災者に寄り添う支援を進めるため、災害基本条例を制定し、市町村と連携したケースマネジメントに取り組むこと。
- 6、東日本大震災での災害援護資金の償還は4割の世帯が滞納と報じられている。コロナ禍、物価高騰の状況を踏まえて、免除措置を講じること。

六、農業水産業の振興、食料危機対策について

- 1、長引くコロナ禍やウクライナ侵略、異常気象による生産の不安定化や新興国での需要の爆発的増大等、食料危機が心配される中、カロリーベース 38%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるよう国に求め、県も目標を持つこと。また、77 万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
- 2、大半を輸入に頼る肥料・飼料の価格は、国際価格の高騰で2年前の 1.5 倍となり悲鳴が上がっている。川俣町では、畜産農家支援として、乳用牛1頭当たり3万4千円の補助を出し

ているが、価格高騰に見合う補てんを行うよう国に求め、県も支援策を講じること。

- 3、農業経営体の9割を占める家族農業の役割を踏まえ、国連の家族農業年にふさわしく、大規模集約化だけでなく家族経営の支援を強化すること。
- 4、農村の強い反発を無視して強行した水田活用交付金の削減を見直すよう国に求め、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求めること。米価下落・物価高騰に対して農家への直接支援を行うこと。
- 5、新規就農者支援制度の運用で若者の新規就農を直接・長期的に支援するとともに有機農業を支援すること。
- 6、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を導入する場合、導入支援と農業経営支援をおこなうこと。
- 7、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 8、人的被害も起きているイノシシについて、生息調査と「イノシシ管理計画」を見直し、被害対策を強化すること。また、クマの被害対策も強化すること。
- 9、県産材の活用強化とともに、林業アカデミーの卒業者も含めて林業後継者を直接・長期的に支援し山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 10、漁業の本格操業が軌道に乗るよう、放射能の検査体制や流通・販路拡大支援強化など引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 11、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

七、福祉型県政の推進について

- 1、保育所等での事故をなくすためにも、保育の質を担保できるよう70年以上も前の乳幼児1人当たりの保育士の配置基準の見直しを国に求めること。県も独自に改善策を図り、子どもの命を守ること。
- 2、児童福祉法に基づく市町村の委託事業にふさわしい位置づけとするため、事業を抜本的に見直し、放課後児童クラブ支援員の処遇改善につなげるよう、県に専任職員を配置し市町村を支援すること。
- 3、国民健康保険の子どもの均等割は、県が全額免除すること。
- 4、年金引下げの要因になっているマクロ経済スライドを撤廃し、物価高騰に見合う年金引上げを国に求めること。
- 5、75歳以上の後期高齢者医療費の窓口負担2倍化を見直し、元に戻すよう国に求めること。
- 6、介護保険制度の利用料や保険料の引き上げ、要介護1・2の在宅サービスの保険給付外し、ケアプラン有料化、介護保険料の支払い年齢引き下げなど、介護保険制度の改悪中止を国に求めること。
- 7、通院や買い物、社会参加など、高齢者の「交通権」を保障し、バスやタクシー、電車の無料

- パスを県として発行すること。また、市町村独自の支援策への補助金を大幅に増額すること。
- 8、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活でき、買い物難民とならないよう、移動販売事業者への支援を行うこと。
 - 9、認知症対策として有効な高齢期難聴者の補聴器は高額なことから、県として補助する制度を創設すること。
 - 10、5年ごとの見直し時期にあたる今年10月、政府は多くの世帯が実質的に大幅減額となる生活保護基準の見直しを行うとしている。今日の物価高騰に見合う生活扶助基準の引き上げを行うよう国に求めること。
- また、本県の交通事情や個人の実状を鑑みて、県は実施機関として、生活保護受給者に車の保有を認めること。

八、教育行政の充実について

- 1、新年度初めに担任が不足する事態を招かないよう、教員不足の解消に努めること。そのため、標準法の枠にとらわれず、正規の教員採用人数を大幅に増やすこと。必要教員は正規で充当するよう県が独自の対策を講じること。
- 2、国は新年度から産休・育休代替教員の事前採用を認めるとしたが、毎年一定数見込まれる病休代替教員についても同様の措置を認めるよう国に求めるとともに、当面は県として独自の対策を講じること。
- 3、教員多忙化解消アクションプランⅡを達成し、教員のマイナスイメージを払拭すること。スクールサポートスタッフは処遇改善を行い、各校に漏れなく配置すること。
- 4、県の少人数学級の教員加配、東日本大震災・原発事故に伴う加配分は、いずれも正規の教員で対応することで教員不足を解消すること。
- 5、国の少人数学級を小中高ともに早期に全学年で実施できるよう、標準法の見直しを国に求めること。
- 6、県立高校統廃合について、住民合意のない南会津高校統廃合は強行せず凍結し、地域住民との話し合いを継続すること。また、後期実施計画についても関係住民の声を真摯に受け止め必要な見直しを行うこと。
- 7、高校改革のコース制は、中学校卒業前から進路決定を迫ることとなり、子どもが自らの進路をじっくりと選択する機会を奪うことになりかねないことから、高校のコース制は見直すこと。
- 8、義務教育は無償とする憲法に基づき、学校給食無償化を県の制度として実施すること。
- 9、教育費の保護者負担解消に向け、高校のタブレット端末は公費負担とすること。また、県立高校のエアコン電気代は全て県負担とすること。
- 10、災害時には避難所となる学校の体育館にエアコン設置を進めること。また、学校トイレの洋式化を促進すること。市町村が実施する際には県が支援すること。
- 11、国公立大学授業料の半減、私学についても私学振興法に基づき運営費の2分の1に匹敵する

私学助成を増額し、授業料を軽減するよう国に求めるとともに、県立大学の授業料の半減、県費の私学助成を拡大すること。

- 12、県独自の給付型奨学金制度や、奨学金返還に対する補助制度を創設し、本県の若者が希望をもって学べる環境をつくること。

九、ジェンダー平等を実現し、人権が尊重される県政へ

- 1、女性が多く働く介護・福祉・保育、医療などのケア労働の賃金を大幅に引き上げるよう国に求め、県としても支援策を講じること。
- 2、女性労働者の過半数が非正規雇用であることから正規化を図るとともに、最賃の引き上げ等による労働条件改善を国に求めること。県の任期付き職員についても、処遇改善とともに必要な職員の正規化を図ること。
- 3、男女の賃金格差の公表は常勤換算ではなく、実態を正しく反映したものとするよう国に求めること。
- 4、選択的夫婦別姓の早期実現、同姓婚を認める民法改正を国に求めること。富岡町が、県内で初めてパートナーシップ制度を導入する方針を示したことから、県としても条例を制定すること。
- 5、リプロダクティブ・ヘルス&ライツを推進し、避妊薬や緊急避妊薬を医師の診断なしでも薬局で入手できるよう国に求めること。女性の心身を傷つける搔爬法をやめ、経口中絶薬を承認するよう国に求めること。その際、配偶者の同意は不要とすること。また、性暴力等被害者がすぐに相談等につながれるよう広報を強化すること。
- 6、生理用品は、学校のトイレに無償配備すること。公共施設等のトイレにも無償配備すること。
- 7、県の女性管理職を大幅に増やすとともに、意思決定の場の構成を男女半々とする目標を掲げ推進すること。
- 8、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう国に求めること。
- 9、ストーカー規制法導入後も痛ましい事件が発生していることから、ストーカー規制法を実効あるものとする見直しを国に求めること。

十、県立医科大学理事長兼学長選出について

県立医科大学理事長兼学長選出については、民主主義にもとるとの声が教員だけでなく広く県民からも上がっていることは、県立大学として由々しき事態である。県立大学として透明性確保の観点から、関係者はもとより県民誰もが納得できる理事長選出となるよう、意向投票の結果を受けた選考会議の議事録を公表し説明責任を果たすとともに、適切な対応を取るよう求めること。

以上